

議員案第60号

「桜を見る会」前夜祭に係る疑惑に関して、安倍前首相を国会招致し、全容解明を行うことを求める意見書

上記の意見書を次のとおり提出する。

令和2年12月11日提出

小金井市議会議員

白井 亨
坂井 えつ子
田頭 祐子
片山 薫
た ゆ 久 貴
渡辺 大三

「桜を見る会」前夜祭に係る疑惑に関して、安倍前首相を国会招致し、
全容解明を行うことを求める意見書

政府主催の「桜を見る会」に安倍晋三前首相（以下、「安倍氏」という。）が地元、山口県の後援会員らを大量に招待し、その前日に東京都内の高級ホテルで開いていた前夜祭に関して、東京地方検察庁特別捜査部が安倍氏の公設第1秘書らから事情聴取したことが明らかになった。ホテル側に支払われた総額が参加者から徴収した会費総額を上回り、安倍氏側が過去数年間で数百万円もの差額を補てんした可能性があるといわれている。これまでの安倍氏の説明と全く食い違っており、国会で真相解明が必要である。

前夜祭は、「桜を見る会」と一体で、2013年から2019年にかけて、安倍晋三後援会（以下、「後援会」という。）の主催で都内の高級ホテルで開かれた。安倍氏側は、前夜祭の費用はホテル側が参加者1人5,000円と設定したもので、安倍晋三事務所はホテルと参加者の契約を仲介しただけなどと国会で主張し続けた。

1人最低1万1,000円程度と推定される飲食代の差額を後援会側が負担していたとみられ、そうであるとすれば公職選挙法違反となりかねない。後援会が政治資金収支報告書に記載していなかったことも政治資金規正法違反の可能性がある。本年5月に弁護士らがこれらの問題を東京地方検察庁に告発している。

後援会の責任者でもある安倍氏の公設秘書らを事情聴取した東京地方検察庁特別捜査部は、ホテル側が発行していた明細書や領収書の存在も把握しているとされている。安倍氏は、明細書などについて、「ホテル側からの発行はなかった」とも言い張ってきた。東京地方検察庁特別捜査部の事情聴取で、安倍氏が国会で虚偽の説明をしていた疑いは濃厚であると言わざるを得ない。12月3日のマスコミ報道によると、「桜を見る会」前夜祭を巡る問題に関して、東京地方検察庁特別捜査部が安倍氏本人の任意での事情聴取を要請したとされている。

菅首相は就任後、「桜を見る会」の中止を表明したが、中止によって疑惑に幕引きをすることにはならない。官房長官（当時）としての菅首相自身の国会答弁についてもその責任が問われるとともに、説明が求められる。

万一国会で虚偽答弁がまかり通れば、国会審議は成り立たない。全容解明は与野党を超えた国会の責務である。

よって、小金井市議会は、国会及び政府に対し、安倍晋三前首相を国会に証人喚問し、国会での虚偽答弁の疑惑や「桜を見る会」に関する全容解明を行うこと、また、菅首相自身の国会答弁についてその責任を明らかにし、説明責任を果たすことを求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年 月 日

小金井市議会議長 五十嵐 京子

衆議院議長様
参議院議長様
内閣総理大臣様

議員案第61号

吉川貴盛元農水相・衆議院議員の現金授受に関する疑惑の真相究明を求める意見書

上記の意見書を次のとおり提出する。

令和2年12月11日提出

小金井市議会議員

白井 亨
坂井 えつ子
片山 薫
た ゆ 久 貴
渡辺 大三

吉川貴盛元農水相・衆議院議員の現金授受に関する疑惑の真相究明を求める意見書

元農林水産相の吉川貴盛衆議院議員が、大手鶏卵生産会社の元幹部から複数回にわたり現金供与を受けていた疑いがあることが明らかになった。

東京地検特捜部も同様の情報を把握し、捜査を進めている模様である。

報道によると、吉川元農水相は鶏卵生産会社「アキタフーズ」(広島県福山市)の元代表から、3回にわたって計500万円を受け取った疑いがあるとされている。

元代表は、養鶏業者の業界団体「日本養鶏協会」の幹部を以前務め、当時農水相であった吉川氏に対し、快適状況での家畜飼育を目指すアニマルウェルフェア(AW)の国際基準が日本の養鶏業者の負担にならないよう働きかけをしたり、鶏卵価格下落時の業者への補填措置などを求めていたとされている。

アキタフーズは今年7月、元法相とその妻による昨夏の参議院議員選挙を巡る公職選挙法違反事件の関係先として、検察当局から家宅捜索を受けている。

吉川氏は2020年12月2日、報道各社へのコメントを発表し、地元や自由民主党の関係者に陳謝するとともに、入院し病気の治療に専念すること、すべての自由民主党役職を辞することを明らかにした。

また、当局から説明を求められることができれば、現在入院治療中ではあるが誠実に対応するとしている。

「桜を見る会」前夜祭を巡る疑惑や元法相の河井夫妻による大規模買収が指摘される公職選挙法違反事件など、「政治とカネ」をめぐる疑惑が問題になっている。「政治とカネ」の問題は、行政を歪めるとともに、政治のモラルが問われる重大問題であり、国民の政治不信を招くものと言わざるを得ず、看過することは出来ない。真相の徹底究明が急務である。

よって、小金井市議会は、政府に対し、吉川貴盛元農水相の現金授受の疑惑について、徹底した真相究明を行い、国民に明らかにすることを求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年 月 日

小金井市議会議長 五十嵐 京子

内閣総理大臣 様

農林水産大臣 様

内閣官房長官 様

議員案第62号

小金井都市計画道路3・4・11号線外の地質調査の中止と長期的視点
で2路線の見直しを求める意見書

上記の意見書を次のとおり提出する。

令和2年12月11日提出

小金井市議会議員

村山ひでき
白井亨
坂井えつ子
田頭祐子
片山薰
渡辺大三
水上洋志

小金井都市計画道路3・4・11号線外の地質調査の中止と長期的視点
で2路線の見直しを求める意見書

東京都は、2020年11月24日に小金井都市計画道路3・4・11号線外1路線の地質調査委託の入札を開始した。

これまでに、小金井市議会は、東京都に両路線について見直し等を求める意見書を、8件送付している。8件目は、2020年9年、環境概況調査（動植物調査）の中止と長期的視点で2路線の見直しを求めるものだったが、調査は中止されることなく、さらに地質調査の委託が行われた。小金井市議会や市民の意見を無視した行為であり遺憾である。

2015年に優先整備路線（案）に選定されてから東京都が行っているパブリックコメントの結果も、小金井市の2路線に対し、97%が反対や見直しの意見であった。

2019年度に小金井市が行った都市計画マスターplan策定に当たってのアンケートでも、2路線の周辺に住む方の44%は事業を知らないという回答であり、現状、事業を進められる状況にはない。

よって、小金井市議会は、東京都に対し、小金井都市計画道路3・4・11号線外の地質調査を中止し、長期的視点で2路線の事業化の見直しを強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年 月 日

小金井市議会議長 五十嵐 京子

東京都知事様

議員案第63号

不妊治療への保険適用の拡大を求める意見書

上記の意見書を次のとおり提出する。

令和2年12月11日提出

小金井市議会議員

湯沢綾子
斎藤康夫
宮下誠
渡辺大三

不妊治療への保険適用の拡大を求める意見書

日本産科婦人科学会のまとめによると、2018年に不妊治療の一つである体外受精で生まれた子どもは5万6,979人となり、前年に続いて過去最高を更新したことが分かった。これは実に16人に1人が体外受精で生まれたことになる。また晩婚化などで妊娠を考える年齢が上がり、不妊に悩む人々が増えていることから、治療件数も45万4,893件と過去最高となった。

国においては2004年度から、年1回10万円を限度に助成を行う特定不妊治療費助成事業が創設され、その後も助成額や所得制限などを段階的に拡充してきている。また、不妊治療への保険適用もなされてきたが、その範囲は、不妊の原因調査など一部に限られている。保険適用外の体外受精や顕微授精は、1回当たり数十万円の費用がかかり何度も繰り返すことが多いため、不妊治療を行う人々にとっては過重な経済負担になっている場合が多い。

厚生労働省は、不妊治療の実施件数や費用などの実態調査を本年10月から始めているが、保険適用の拡大及び所得制限の撤廃も含めた助成制度の拡充は、早急に解決しなければならない喫緊の課題である。

よって、小金井市議会は、政府に対し、不妊治療を行う人々が今後も安心して治療に取り組むことが出来るよう、以下の事項について早急に取り組むことを強く求めるものである。

- 1 不妊治療は一人一人に最適な形で実施することが重要であるため、不妊治療の保険適用の拡大に当たっては、治療を受ける人の選択肢を狭めることがないよう十分配慮すること。具体的には、現在、助成対象となっていない人工授精をはじめ、特定不妊治療である体外受精や顕微授精さらには男性に対する治療についてもその対象として検討すること。
- 2 不妊治療の保険適用の拡大が実施されるまでの間については、その整合性も考慮しながら、所得制限の撤廃や回数制限の緩和など既存の助成制度の拡充を行うことにより、幅広い世帯を対象とした経済的負担の軽減を図ること。
- 3 不妊治療と仕事を両立できる環境をさらに整備するとともに、相談やカウンセリングなど、不妊治療に関する相談体制の拡充を図ること。
- 4 不育症への保険適用や、事実婚への不妊治療の保険適用・助成についても検討すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年 月 日

小金井市議会議長 五十嵐 京子

内閣総理大臣様
厚生労働大臣様

議員案第64号

犯罪被害者支援の充実を求める意見書

上記の意見書を次のとおり提出する。

令和2年12月11日提出

小金井市議会議員

村山ひでき
白井亨
湯沢綾子
斎藤康夫
田頭祐子
片山薰
宮下誠
渡辺大三

犯罪被害者支援の充実を求める意見書

2004年に犯罪被害者等基本法が成立し、犯罪被害者は、「個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利」の主体であることが宣言され、犯罪被害者支援施策は一定の前進を果たした。しかしながら、犯罪被害者の多種多様なニーズに応えられるだけの整備は、いまだ十分になされているとは言い難い。例えば、被害直後から公費によって弁護士の支援を受ける制度や、国による損害の補償制度といった財政支援を必要とする施策はいまだに実現されていない。

また、犯罪被害者支援条例の制定や、性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの設立といった施策も、地域によって大きな格差を残している。

犯罪被害者の権利に対応して、国は、たゆまず支援施策の充実を進めていく責務を負っている。

よって、小金井市議会は、政府に対し、犯罪被害者支援の充実を図るため、以下の事項を実施するよう強く要望するものである。

- 1 犯罪被害者が民事訴訟等を通じて迅速かつ確実に損害の賠償を受けられるよう、損害回復の実効性を確保するための必要な措置を講じること。
 - 2 犯罪被害者等補償法を制定し、犯罪被害者に対する経済的支援を充実させるとともに、手続的な負担を軽減する施策を講じること。
 - 3 犯罪被害者の誰もが、事件発生直後から弁護士による法的支援を受けられるよう、公費による被害者支援弁護士制度を創設すること。
 - 4 性犯罪・性暴力被害者のための病院拠点型ワンストップ支援センターを、都道府県に最低1か所は設立し、人的・財政的支援を行うこと。
 - 5 地域の状況に応じた犯罪被害者支援施策を実施するため、全ての地方公共団体において、犯罪被害者支援条例が制定できるよう支援すること。
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年 月 日

小金井市議会議長 五十嵐 京子

内閣総理大臣 様
総務大臣 様
法務大臣 様
厚生労働大臣 様
国土交通大臣 様
内閣官房長官 様

議員案第65号

住まいと暮らしの安心を確保する居住支援の強化を求める意見書

上記の意見書を次のとおり提出する。

令和2年12月11日提出

小金井市議会議員

湯沢綾子
斎藤康夫
田頭祐子
片山薰
宮下誠
渡辺大三

住まいと暮らしの安心を確保する居住支援の強化を求める意見書

我が国においては、空家等が増える一方、高齢者、障がい者、低所得者、ひとり親家庭、外国人、刑務所出所者等住宅確保要配慮者は増え、頻発する災害による被災者への対応も急務となっている。

また、新型コロナウイルスの影響が長期化する中、家賃の支払に悩む人が急増し、生活困窮者自立支援制度の住居確保給付金の支給決定件数は、今年4月から9月までの半年間で10万件を超え、昨年度1年間のおよそ26倍に上っている。

住まいは生活の重要な基盤であり、また、全世代型社会保障の基盤でもあり、住まいと暮らしの安心を確保する居住支援の強化は喫緊の課題となっている。

よって、小金井市議会は、国会及び政府に対し、以下の事項を速やかに実施するよう強く要望するものである。

- 1 住居確保給付金の利用者の状況等実態調査を踏まえ、最長9か月の住居確保給付金の支給期間の延長、収入要件の公営住宅入居収入水準への引上げ、支給上限額を近傍同種の住宅の家賃水準への引上げなど、より使いやすい制度へ見直すこと。
- 2 住居確保給付金の受給者や低所得のひとり親家庭など、住まいの確保に困難を抱えている人が住んでいる家をそのままセーフティネット住宅として登録し、転居することなく、公営住宅並みの家賃で住み続けることができるよう、公募原則の適用を外すとともに、住宅セーフティネット制度の家賃低廉化制度を大幅に拡充すること。
- 3 空家などの改修・登録に取り組む不動産事業者と貸主へのインセンティブ強化や新型コロナウイルス感染症拡大防止等を推進するため、住宅セーフティネット制度の改修費補助及び登録促進に係る取組への支援を拡充すること。
- 4 住宅セーフティネット制度の家賃債務保証料の低廉化制度を拡充し、残置物処分費用や原状回復費用に係る貸主の負担軽減を図ること。
- 5 居住支援法人活動支援事業において、入居件数や住宅の類型別の単価に加え、特に支援に困難を伴う障がい者や刑務所出所者等への支援を手厚く評価し、加算する制度を設けること。
- 6 令和2年度第二次補正予算において創設した、生活困窮者及び生活保護受給者に対し、相談受付・住まい確保のための支援・住まい確保後の定着支援など相談者の状況に応じた一貫した支援を可能とする事業を来年度以降も継続的かつ全国で実施できるよう、恒久化し、取組自治体の増加を図ること。
- 7 刑務所を出した後の帰住先の調整が困難な高齢者や障がい者等に対し、保護観察所や更生保護施設等が、受刑中から支援を実施し、居住支援法人等と連携しながら適切な帰住先を確保するとともに、出所後も切れ目のない、息の長い見守り支援を訪問型で行う事業を創設すること。また、自立準備ホームの登録増を推進すること。
- 8 住生活基本法や住宅セーフティネット法等住宅施策全般において、国土交通省と厚生労働省、都道府県・市区町村の役割・責務を明確化するとともに、法律を共管とするなど抜本的な連携強化を図ること。また、支援ニーズの把握・見える化・共有を推進し、市区町村における居住支援協議会設置や住生活基本計画の策定促進等、地方自治体における住宅行政と福祉行政のより一層の連携強化を図ること。
- 9 令和3年度から改正社会福祉法に基づきスタートする重層的支援体制整備事業において、必要な予算を確保して居住支援などの参加支援の充実を図る等、市町村の包括的支援体制の構築を進め、必要な支援の提供を進めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年 月 日

小金井市議会議長 五十嵐 京子

衆議院議長	様
参議院議長	様
内閣総理大臣	様
財務大臣	様
法務大臣	様
厚生労働大臣	様
国土交通大臣	様

議員案第66号

多摩地域における有機フッ素化合物による水道水源井戸の地下水汚染の
原因究明と浄化を求める意見書

上記の意見書を次のとおり提出する。

令和2年12月14日提出

小金井市議会議員

田頭祐子

片山薰

渡辺大三

水上洋志

多摩地域における有機フッ素化合物による水道水源井戸の地下水汚染の原因究明と浄化を求める意見書

2020年1月、多摩地区で水道水源の井戸から有機フッ素化合物（PFOA、PFOS）による汚染が見つかったとの新聞報道があった。2020年4月には厚生労働省は、水道水へのPFOAとPFOSの含有について、合計で水1リットル当たり50ナノグラムという暫定目標値を設定した。東京都水道局は、濃度が高い国分寺市と府中市の水源井戸から地下水の揚水を中止している。

横田基地からはこれまで様々な有害物質が漏出し、周辺環境の汚染が指摘されているが、米軍からは情報が全く開示されていない。今回の問題も東京都は、2018年12月に横田基地の泡消火剤によるPFOS汚染が報じられた時から、国を通じて問い合わせているが、回答は無いとしている。

東京都水道局の過去の測定データによると、多摩地域の一部の浄水所からこれまで長期間にわたり目標値を超えた汚染水が配水されていたが、何の対策も取られていなかつた。住民の不安が払拭できないことは遺憾である。

有機フッ素化合物は、熱にも油にも水にも強く、泡消火剤やフライパンの表面加工、撥水剤などに幅広く使われているが、自然界で分解されにくく、「フォーエバー・ケミカル（永遠の化学物質）」と呼ばれている。体内に蓄積されガンなどの発症リスクが指摘されているが、これまで日本では基準値がなく、ほとんど話題にされることになかった。

NPO法人「ダイオキシン・環境ホルモン対策国民会議」が、汚染濃度の高い浄水所2か所の区域の住民を対象とした血液検査を8月30日に行い、全国の平均に比べて1.5倍から2倍の有機フッ素化合物が検出されたことが報道された。

現在、東京都水道局は、汚染度の高い地下水の取水を止めて、河川水を増やし配水していることだが、水道水として汚染水を飲用し続けてきた人たちの体内への蓄積や健康被害などが懸念されている。また、地下水の取水を止めることによる水質汚染の拡大も心配される。

地下水は貴重な資源であり、多くの住民は、おいしい地下水を水道水源として飲み続けていきたいと願っている。

よって、小金井市議会は、東京都に対し、以下の事項を求めるものである。

- 1 PFOSとPFOAの汚染原因を究明し、情報を開示して汚染原因を解消すること。
- 2 多摩地域において対象地域の住民に対しては、有機フッ素化合物の血中濃度検査と健康調査を行うこと。
- 3 地下水の汚染は水脈を伝って広がるが、PFOSとPFOAは活性炭で除去できることがわかっている。地下水は貴重な自己水源であることから、地下水を揚水し、汚染の拡散防止と地下水の浄化、活用を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年 月 日

東京都知事様

小金井市議会議長 五十嵐 京子

議員案第67号

多核種除去設備等処理水の水蒸気放出及び海洋放出に反対する意見書

上記の意見書を次のとおり提出する。

令和2年12月14日提出

小金井市議会議員

坂井えつ子
田頭祐子
片山薰
渡辺大三
水上洋志

多核種除去設備等処理水の水蒸気放出及び海洋放出に反対する意見書

東京電力福島第一原子力発電所事故（以下「原発事故」という。）により発生し、現在も増え続ける多核種除去設備等処理水（以下「処理水」という。）の処分方法について、本年2月に経済産業省の「多核種除去設備等処理水の取扱いに関する小委員会」（以下「ALPS小委員会」という。）は、水蒸気放出及び海洋放出が現実的な選択肢であり、海洋放出がより実施しやすいとの報告書を公表した。

経済産業省は、ALPS小委員会の報告を踏まえ、今後、政府として処理水の取扱い方針を決定するとして、同年4月から7回にわたり地元自治体や農林水産業者を始めとした関係者からの意見聴取を実施した。出席者のうち、福島県漁業協同組合連合会、福島県森林組合連合会、福島県農業協同組合中央会、福島県水産加工業連合会及び全国漁業協同組合連合会などは、明確に反対を表明した。その他の関係機関や自治体首長からは、風評被害に対する具体策の提示や正確な情報発信の徹底が挙げられた。

また、福島県内の市町村議会では、9月議会までに、海洋放出に反対の決議を行ったのが25市町村、慎重に議論すべきとの決議を行ったのが16市町村で、福島県内の市町村議会の7割が、海洋放出に懸念を持っている。また、経済産業省が、全国民に向けて行ったパブリックコメントの募集には、117日間で4,011件の応募があり、経済産業省が発表した概要によると「処理水の安全性への懸念」が2,700件、「合意プロセスへの懸念」が1,400件ある。世界からも反対の意見書や声明が政府に寄せられている。

現在タンクに貯蔵されている処理水の約7割に、告示濃度限度を上回る放射性物質が残っており、このまま海洋放出が実施されることとなれば、原発事故からの復興に向けて取り組んできた福島県民の努力が振り出しに戻ってしまう。また、海はつながっているため、放射性物質による汚染は、福島県に留まるものではない。これは福島県だけの問題ではなく日本全体の問題であり、海洋汚染に対する世界との信頼関係の問題でもある。

処理水の水蒸気放出及び海洋放出をすることは、原発事故により多大な被害に苦しむ福島県民に更なる被害を与えることになり、また、日本国民の多くの民意を無視することであり、容認できない。

よって、小金井市議会は、国会及び政府に対し、処理水の水蒸気放出及び海洋放出に強く反対し、実行しないことを求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年 月 日

小金井市議会議長 五十嵐 京子

衆議院議長様
参議院議長様
内閣総理大臣様
経済産業大臣様
環境大臣様
復興大臣様

議員案第68号

法律による自治体の個人情報保護制度の標準化に反対する意見書

上記の意見書を次のとおり提出する。

令和2年12月14日提出

小金井市議会議員

坂井えつ子

田頭祐子

片山薰

渡辺大三

水上洋志

法律による自治体の個人情報保護制度の標準化に反対する意見書

我が国の個人情報保護法制は、国の立法に先駆けて地方自治体が条例を制定してきた。

地方自治体が保有する個人情報の範囲や取扱い方法は、自治体ごとに条例で規定されている。

一方、国が個人情報保護関連3法を施行したのは、2005年である。2016年には、ビッグデータとして活用するための「非識別加工情報」の仕組みが導入され、法の目的に、新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現のための個人情報の有用性の配慮が盛り込まれるなど、地方自治体の個人情報保護制度とは根本的な部分で異なっている。国の個人情報保護制度が変質してきた背景には、多種多様な個人に係るデータをビッグデータとして利活用し、データビジネスの活性化につなげたい産業界の意向がある。産業界は、地方自治体が保有する個人情報についても、その範囲や取扱い方法が異なることが、民間による行政データ活用の大きなハードルになる(2019年第12回経済財政諮問会議・有識者議員提案)として、個人情報保護法制の一元化を求めてきた。

これらの動きに対して、地方自治体側では、個人データの広範な利活用に道を開く個人情報保護法制の一元化に慎重な姿勢を取ってきた。国の個人情報保護委員会が地方自治体や地方三団体と意見交換を行うために設置した「地方公共団体の個人情報保護制度に関する懇談会」は、2020年7月3日の第4回電話会議で打ち切られたが、複数の自治体側参加者が、個人データの利活用や検討の進め方に懸念を表明した。懇談会の打ち切り後も、全国市長会は、2020年9月7日の「個人情報保護制度の見直しに関する検討会」において、データ利活用に向けた課題の認識に国レベルや民間サイドと温度差があることから、地方公共団体の意見を十分に聞きながら、混乱が生じないよう慎重に検討を進めること等、4項目を要請し、全国市議会議長会は、2020年10月13日の「地方六団体と総務大臣の意見交換会」において、個人情報保護については、国の法律より自治体の条例が先行した経緯もある。自治体が納得できる形で丁寧な進め方をしてほしいとの趣旨の要請を行っている。

地方自治体が慎重な検討を求める中、政府は、地方自治体ごとに異なる個人情報の取扱いに共通ルールを規定し標準化する、個人情報保護法改正案を2021年の通常国会に提出しようとしている。

よって、小金井市議会は、政府に対し、自治体個人情報保護条例を法律(個人情報保護法)で標準化し、自治体の判断によらず一律に個人データを利活用することに反対し、実行しないことを求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年 月 日

小金井市議会議長 五十嵐 京子

内閣総理大臣様
総務大臣様
内閣官房長官様

議員案第69号

要介護認定者を総合事業の対象とする改正厚生労働省令施行の中止を求める意見書

上記の意見書を次のとおり提出する。

令和2年12月14日提出

小金井市議会議員

白井 亨
坂井 えつ子
田頭 祐子
片山 薫
渡辺 大三
水上 洋志

要介護認定者を総合事業の対象とする改正厚生労働省令施行の中止を求める意見書

現在、新型コロナウイルスの流行により、在宅サービスを中心に利用者は約10万人も減少している。沈黙する在宅介護の実態が心配される中、厚生労働省は「要介護認定者を総合事業の対象者とする」という省令改正を行い、2021年4月施行とした。

介護予防・日常生活支援総合事業（以下、「総合事業」という。）は、介護保険の給付ではなく、市区町村（保険者）の事業である。2014年の改正で、要支援認定者（要支援1又は2）の介護予防訪問介護（以下、「ホームヘルプ・サービス」という。）と介護予防通所介護（以下、「デイサービス」という。）は給付から削除され、総合事業の訪問型サービス（第1号訪問介護）、通所型サービス（第1号通所事業）に置き換えられた。これまでに明らかになったのは、市区町村は、総合事業の多様な提供主体を整備できず、介護保険の指定事業所が介護報酬を超えてはならないという制約の下で、総合事業の提供を強いられている姿である。

介護保険の給付は個別給付で、認定者一人一人に支給される。しかし、総合事業は、市区町村に事業費が支払われ、被保険者の受給権は保障されず、給付と類似した総合事業が提供される。新型コロナウイルスの流行で分かったのは、給付の場合、厚生労働省は指定事業所が休業しても代替サービスを確保するが、総合事業は市区町村の判断に委ねられ、代替支援が保障されていないことである。

厚生労働省は、給付と総合事業の併用ができると説明するが、改正省令には、市町村が必要と認めるもの、としか記載されていない。人材不足が長期化するなか、ホームヘルプ・サービスとデイサービスの指定事業所の確保が危うくなれば、市区町村の総合事業で代用することにもなりかねない。

昨年、要介護1と2の人へのホームヘルプ・サービス、特に生活援助を削減するという提案があり、在宅サービスの利用者や介護者は不安を抱えている。ホームヘルパーの有効求人倍率が15.3倍に跳ね上がったのは、予防を介護保険から外すなどの報酬改定の結果、総合事業の実施によって、介護事業所の経営自体が悪化し、人手不足にもかかわらず人件費の改善が進まない結果である。

よって、小金井市議会は、政府に対し、以下の事項を求めるものである。

- 1 認定者に給付を受ける権利があるという介護保険制度の原則を守り、利用者や介護者が安心して「介護のある暮らし」を営めるよう、今回の改正省令の施行を中止すること。
- 2 現在行っている総合事業調査の進捗状況を早急に示すこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年 月 日

小金井市議会議長 五十嵐 京子

内閣総理大臣 様
厚生労働大臣 様

議員案第70号

中華人民共和国王毅国務委員兼外相発言に対する抗議決議

上記の決議を次のとおり提出する。

令和2年12月14日提出

小金井市議会議員

白井 亨
斎藤 康夫
渡辺 大三
水上 洋志

中華人民共和国王毅国務委員兼外相発言に対する抗議決議

中華人民共和国（以下、「中国」という。）の王毅国務委員兼外相が令和2年11月24日、25日に来日し、菅内閣総理大臣や茂木外務大臣らと会談を行った。

11月24日の日中外相会談後の記者会見で、尖閣諸島周辺海域における中国海警局船の活動をめぐり中国側に自制を求めたことに対し、王毅国務委員兼外相は、真相が分かっていない一部の日本漁船が魚釣島周辺の敏感な水域に入る事態が発生しており、中国側としてはやむを得ず、非常的な反応をしなければならないと反論し、引き続き自国の主権を守っていくと強調した。

また、尖閣諸島周辺海域に日中双方の公船以外の船舶を入れない事で事態の改善を図る事を提案した。

尖閣諸島は歴史的にも国際法上も日本固有の領土であり、これらの発言及び提案は、日本国民をはじめ日本の漁船が尖閣諸島周辺海域で操業する権利を侵害する発言であり断じて容認出来ない。

中国海警局船の尖閣諸島領海内にて操業する日本の漁船に対する度重なる接近追尾や接続水域を航行する日数が11月19日で過去最高となる通算300日に達するなど事態は格段とエスカレートしている。

よって、小金井市議会は、中国の王毅国務委員兼外相の尖閣諸島に関する発言と提案及び日本漁船の正当な漁業活動への侵害を繰り返す中国海警局船の活動に対し、厳重に抗議するものである。

以上、決議する。

令和2年 月 日

小金井市議会

議員案第71号

非正規労働者に対する不当な待遇格差を是正する法制度にすることを求める意見書

上記の意見書を次のとおり提出する。

令和2年12月16日提出

小金井市議会議員

水 谷 たかこ
坂 井 えつ子
斎 藤 康 夫
田 頭 祐 子
片 山 薫
渡 辺 大 三
水 上 洋 志

非正規労働者に対する不当な待遇格差を是正する法制度にすることを求める意見書

非正規労働者は労働者全体の4割近くを占め、男性は22%、女性では54%を占めており、全国に2,100万人以上いる。しかし平均給与（年額）は正規労働者は503万円に対して非正規労働者は175万円と、ほぼ3分の1の低さになっている。基本給の差とともに、一時金や退職金の有無が格差を生んでいる。この格差の是正が一刻の猶予もなく求められている。

2020年10月15日、日本郵便の契約社員が各種手当や休暇がないことは違法であると格差是正を求めた裁判で、最高裁判所は不合理と認める判決を出した。格差是正への流れに沿った判決である。

しかし一方で、その2日前の10月13日には、最高裁判所は、大学のアルバイト秘書と駅売店の非正規労働者が、正規労働者と同じ業務をしているのに一時金や退職金が支給されないのは違法であると訴えていた2件の裁判で、一時金や退職金を支給しないことは不合理な格差には当たらないとする不当判決を出し、「人材の確保・定着」が一時金、退職金の目的であるとして使用者側の主張を取り入れた。格差是正の流れに逆行する判決である。

非正規労働者への格差が正当化されてしまう背景には、法律の規定の問題がある。2020年4月に施行されたパートタイム・有期雇用労働法には正規労働者・非正規労働者の待遇に対する「不合理な相違の禁止」が明記されたものの、これでは、合理的でない格差があっても不合理とまでは言えないから違法ではないと容認されたり、会社への貢献度の相違など使用者の恣意的な判断による格差が容認されてしまう。

格差を容認させないためには、現行の「不合理な相違の禁止」の規定を「合理的と認められない相違の禁止」に改め格差の違法性をより明確にすることや、将来の転勤や昇進等の人事異動の可能性の違いを理由に格差を容認することの防止、正規の待遇を下げることで格差是正とすることの防止などが必要である。格差是正を進める法制度にする必要がある。

よって、小金井市議会は、国会及び政府に対し、非正規労働者に対する不当な待遇格差を是正する法制度にすることを求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年 月 日

小金井市議会議長 五十嵐 京子

衆議院議長様
参議院議長様
内閣総理大臣様
総務大臣様
厚生労働大臣様

議員案第72号

持続化給付金、家賃支援給付金の延長及び継続的支援を求める意見書

上記の意見書を次のとおり提出する。

令和2年12月16日提出

小金井市議会議員

沖 浦 あつし

坂 井 えつ子

斎 藤 康 夫

田 頭 祐 子

片 山 薫

渡 辺 大 三

水 上 洋 志

持続化給付金、家賃支援給付金の延長及び継続的支援を求める意見書

財務大臣の諮問機関である財政制度等審議会は2020年11月25日、2021年度予算の編成等に関する建議をとりまとめ、麻生太郎財務大臣に提出した。

建議では、中小企業向けの支援措置について、「長期化は政府の支援への依存を招く」、「モラルハザードを生む」、「新陳代謝を著しく阻害する」として持続化給付金や家賃支援給付金を「予定どおり終了させる」べきであると提言している。

持続化給付金や家賃支援給付金に対しては、第二、第三の給付金が必要との切実な声が中小企業から寄せられており、新型コロナウイルスの感染拡大で経営危機に直面している中で、継続こそ求められている。

新型コロナウイルスによって売上げが急減しているにもかかわらず、個人大家、みなし法人などは持続化給付金の対象から外され、家賃支援給付金は、11月20日時点で支給件数が55万件で約4,900億円となっており、これは予算額1兆9,300億円の4分の1にすぎない。しかし、いずれの給付金も申請期限は2021年1月15日となっている。

これら給付金は、第2波や第3波を想定していなかった時点で制度化されたものであり、第3波が押し寄せている今日、給付金制度の終了は事業者の実態を見ないものである。

持続化給付金は、申請の不備が14日以内に解消できない場合「不給付」、「再申請不可」扱いにされ、家賃支援給付金は、賃貸借契約書等、証明書の提出がない場合は、支給対象外となっている。制度の柔軟な運用、申請期限の延長を始めとした改善を行うとともに、新型コロナウイルス収束まで、第2弾、第3弾の給付金の継続的支援こそ今日、必要となっている。

よって、小金井市議会は、政府に対し、持続化給付金、家賃支援給付金の延長及び継続的支援を強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年 月 日

小金井市議会議長 五十嵐 京子

内閣総理大臣様

財務大臣様

厚生労働大臣様

議員案第73号

東京都として都立神経病院の「再編統合」は行わないと国に意思表示するよう求める意見書

上記の意見書を次のとおり提出する。

令和2年12月17日提出

小金井市議会議員

沖 浦 あつし

白 井 亨

坂 井 えつ子

田 頭 祐 子

水 上 洋 志

東京都として都立神経病院の「再編統合」は行わないと国に意思表示するよう求める意見書

2019年9月、厚生労働省は全国の公的・公立で運営する424病院を「再編・統合の議論が必要な病院」として名指しし、期限を決めて対応方針を決めるよう求めた。(その後厚生労働省はリストの修正を行い440病院とし、このコロナ禍において、検討期間延長を認める考えを示した。)

今回「再編・統合対象病院」として名指しされた府中市にある都立神経病院は、1980年に開設された国内唯一の神経・筋難病専門の研究・治療機関であり、現在、304床で治療を行っている。また開設当時から在宅・訪問治療を行い、現在でも年間100名の方の訪問治療を行っている。

神経難病はその疾患の特性から症状は様々で、痛みや倦怠感など身体的な辛さから日常的な生活の不自由さなど幅広く多岐にわたり、進行状況にも配慮が必要である。また、難病に合併症を持つ方が少なくない。様々な症状を持つ神経難病に対し、幅広く専門的な見地で治療や日常生活の改善に向けた医師や医療スタッフの丁寧な対応は患者・家族にとってかけがえのない支えである。また、昨年10月の台風で多摩川氾濫の危険が出た際、近隣在住の患者が人工呼吸器の電源が取れなくなる恐れから神経病院に連絡し、避難を受け入れてもらうことが出来た。当日病院は4名の人工呼吸器装着の避難者を引き受けた。あるALSの方が、難病の患者家族にとってなくてはならないと、「都立神経病院は命のふるさと」と名付けてくれた。都立神経病院が患者にとってとても信頼できる病院であるとの証である。

病院がその地域で果たす役割を無視して、癌や救急、手術の診療実績が少ないことを理由にした国の「再編統合」の押し付けはやめるべきである。

この「再編統合」については地域の病床数など病院再編を決めるのは都道府県知事であり、その基につくられた地域医療構想調整会議での議論を経て行われることとなっている。令和元年度第2回北多摩南部医療構想調整会議では、国の「再編統合」の問題に加えて、東京都がすでに「多摩メディカルキャンパス再編整備計画」の中で都立神経病院については2030年度頃をめどに「難病医療センター(仮)」として、充実、建て替えを予定していることが説明された。この会議で行政の委員から、「市民からは無くさないで欲しい」との声が紹介され、医療機関の委員から、「在宅を良くやって頂いて助かっている」、「研修会開催も有り難い」と地域貢献も高く評価されていたが、東京都の建て替え計画はあっても国の「再編統合」が優先された場合、現状維持どころか難病医療の低下は免れない。東京都がどのような立場に立つかが大変重要なっている。

厚生労働省は「都立神経病院の再編統合」を行わず、東京都の提案している「多摩メディカルキャンパス再編整備計画」が難病医療をより充実するものになることが望まれる。

よって、小金井市議会は、東京都に対し、東京都として都立神経病院は既に「難病医療センター(仮)」として整備する計画があるので、これ以上の「再編統合」は行わないと国に意思表示をするよう求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年 月 日
東京都知事様

小金井市議会議長 五十嵐 京子

議員案第74号

保健所の体制強化と増設を求める意見書

上記の意見書を次のとおり提出する。

令和2年12月17日提出

小金井市議会議員

沖 浦 あつし
白 井 亨
坂 井 えつ子
渡 辺 ふき子
田 頭 祐 子
水 上 洋 志

保健所の体制強化と増設を求める意見書

東京都内の新型コロナウイルス感染症が急増し、とりわけ重症患者が増え、医療現場はひっ迫している。また、感染拡大を抑制するため、飲食店の時短要請も行われているが、営業にも重大な影響が生まれている。感染防止と経済の立て直しに、国も地方自治体も更に取組を強化することを切に望む。

新型コロナウイルス感染症が発生して以降、東京都内の保健所では、保健師らの業務の負担が増大し、「誰がいつ倒れてもおかしくない」という実態であることが明らかになっている。

東京都は4月以降、各保健所の業務を支援するため、最大で約130人の職員を派遣しているとのことである。しかし、報道機関が都内の保健所に実施したアンケートで、「都や他部署からの応援を含めた現状の人員で十分か」との問い合わせに、19の保健所が「いいえ」と回答していることが明らかになっている。

保健所は、1994年に保健所法が地域保健法に変わり、「(結核など) 感染症の時代は終わった」と、保健所の設置を10万人に1か所であったのを、30万人に1か所の設置に変更した。その3年後法律が施行されたが、1997年に847か所の全国の保健所は統廃合が進み、2020年には469か所に削減された。多摩地域の保健所は、17保健所と14保健相談所が12保健所に統廃合された。

その後、2004年には、5つの二次医療圏にそれぞれ1か所に再統合され、7か所に削減された。小金井市内に設置されていた保健所は、多摩府中保健所に統合され、2004年には6市104万人を受け持つ都内最大の保健所へと変更された。

3月以来、都民が発熱によって保健所に電話してもつながらない事態となり、我々は公衆衛生の重要性を改めて認識した。保健所の職員の労働環境も過酷な状態である。

よって、小金井市議会は、政府及び東京都に対し、保健所が公衆衛生の第一線機関の役割を果たせるよう、新型コロナウイルス感染症の拡大に機敏に対応できる保健所の体制強化と増設を求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年 月 日

小金井市議会議長 五十嵐 京子

内閣総理大臣様

財務大臣様

厚生労働大臣様

東京都知事様

議員案第 75 号

新型コロナウイルス「第三波」から市内商工業者を守るべく、事業者支援金（第三弾）の実施を求める決議

上記の決議を次のとおり提出する。

令和2年12月17日提出

小金井市議会議員

鈴木 成夫
白井 亨
坂井 えつ子
湯沢 綾子
斎藤 康夫
田頭 祐子
片山 薫
宮下 誠
渡辺 大三
水上 洋志

新型コロナウイルス「第三波」から市内商工業者を守るべく、事業者支援金（第三弾）の実施を求める決議

新型コロナウイルス感染症は、今秋から再び感染拡大に転じ、いわゆる「第三波」が全国的に猛威を振るっている。その影響で、G o T o トラベル事業はついに全国一斉中止となった。感染拡大は収束の兆しすらなく、長期化する第三波の拡大が本市の商工業に与える影響は計り知れない。

この間、小金井市は、テナント営業している事業者に対する事業継続支援給付金を実施した。さらに、市議会の決議を踏まえて、自己所有物件で営業する事業者にまで対象を拡大し、事業者応援金を給付した。

事業継続支援給付金とともに事業者応援金も一定の効果を発揮しているところであるが、今般の第三波に対しても、市内商工業者への新たな支援が必要である。

事業継続支援給付金及び事業者応援金は、市議会が議決した予算額に到達せず不用額が生じている。その不用額の活用も含め、あらゆる工夫で最大限財源を確保して、事業者支援金（第三弾）を実施すべきである。

よって、小金井市議会は、市長に対し、来る令和3年第1回定例会に関連予算を提出すべく最大限努力することを求めるものである。

以上、決議する。

令和2年 月 日

小金井市議会

議員案第 76 号

小金井市立小・中学校のトイレ洋便器率向上への集中整備を求める決議

上記の決議を次のとおり提出する。

令和 2 年 12 月 17 日提出

小金井市議会議員

沖 浦 あつし
白 井 亨
坂 井 えつ子
湯 沢 綾 子
小 林 正 樹
斎 藤 康 夫
田 頭 祐 子
片 山 薫
渡 辺 大 三
水 上 洋 志

小金井市立小・中学校のトイレ洋便器率向上への集中整備を求める決議

今定例会のみならず、市議会ではこれまで小金井市立小・中学校の洋便器率に関する市の取組の甘さについて厳しく指摘し、多摩地域の他の自治体並みの成果を求めてきた。

2016年4月1日段階で小金井市小中学校の洋便器率は32.1%で多摩26市中24位であった。4年を経て洋便器率は6.3ポイントの上昇にとどまり、多摩地域最下位(38.4%)に転落したことが明らかになった。また、今年9月30日付けの文部科学省発表によると、小金井市は東京都内で洋便器率が最下位であることが大きく報道がされているところである。市は早急に東京都平均(71.1%)を目指して取り組む旨が既に答弁されているが、そのスケジュールを明らかにする時期は明確になっていない。

荒川区は4年前当時の都内平均(54.2%)を下回っていたが、当初計画を前倒しして集中整備に方向転換し、現段階で洋便器率は都内1位(99.4%)となっている。立川市に至っては、4年前と比較して50.6ポイント増の取組で洋便器率95.1%へ大幅に向上し都内でも第3位である。小金井市よりも洋便器率が低かった青梅市と東大和市もそれぞれ44.3%、53.0%と取組を強化している。

長寿命化・大規模修繕なども意識をしながらも、日常の子どもたちの健康被害を回避し、災害時の避難場所としての機能を果たすためにも、小金井市として目標数値を定めスケジュールを明確にし、集中整備によって早急にこの問題を解決する必要がある。

よって、小金井市議会は、西岡市長に対し、小金井市立小・中学校における洋便器率の向上について、数年内に東京都平均に達するレベルの取組を求めるものである。

以上、決議する。

令和2年 月 日

小金井市議会

議員案第 77 号

早急に見直した財政計画を示し、新庁舎及び（仮称）新福社会館建設の
財政的裏付けを明らかにすることを求める決議

上記の決議を次のとおり提出する。

令和 2 年 12 月 21 日提出

小金井市議会議員

湯沢 綾子
片山 薫
宮下 誠
渡辺 大三
水上 洋志

早急に見直した財政計画を示し、新庁舎及び（仮称）新福祉社会館建設の財政的裏付けを明らかにすることを求める決議

令和2年10月2日を開催された全員協議会において、「財政計画（令和3年度～令和7年度）」が議会に説明された。しかし、これは見直すべきものであり、暫定的なものとの説明がなされている。

財政計画では、地方税については、新型コロナウイルス感染症の影響による減収をリーマンショック時の減収状況等を参考に見込み、1年間で約11億円減、5年間で約55億円の減収と予測している。地方消費税交付金は、1年間で約1億3千万円減、5年間で約6億5千万円減としている。

財源不足については、財政調整基金を取り崩すとして、5年間で約58億円を取り崩す見込みとしている。財政調整基金が5年後には7億6,100万円まで減少し、さらに少なくなるとされるなど深刻な内容となっている。

令和2年第4回定例会の一般会計補正予算（第8回及び第9回）においては、財政調整基金を4億4千万円取り崩すものとなっている。財政計画の財政調整基金が底をつきかねない事態である。

さらに、今年度は学校施設の長寿命化計画を策定する予定であるが、財政計画の見込みを更に上回りかねない状況であることが明らかになった。

今定例会では、本市の市立小・中学校トイレの洋便器化率が東京都全体で最下位となつたことについて、多くの会派から厳しく改善の要望がなされた。また、学校長寿命化の調査の中で指摘された外壁の劣化など、本来なすべき改修がされていないことも対応しなければならない問題である。

これら学校施設の建て替え・整備にかかる学校長寿命化計画の予算が見込まれていない現在の財政計画は、適切であるとは到底言えない。

一方、総額約110億円の庁舎及び（仮称）新福祉社会館建設に関して言えば、今年改定された浸水予想区域図が計画に反映されていないことが判明し、その対応方針は1月にならなければ示すことが出来ないと説明された。費用やスケジュールにどの程度の影響が出るのか全く予想がつかないのが現状である。

新型コロナウイルス感染症の影響で市財政が深刻な事態となることが予測される中で、新庁舎等の建設に当たっての財政的な裏付けを示すことは急務である。新庁舎等が建設される一方で、学校施設の整備を始め、市民要望の高い事業が実施できなくなるという事態はあってはならない。

よって、小金井市議会は、西岡市長に対し、来年の第1回定例会における予算審議に際して、見直した財政計画を議会に示すとともに、新庁舎及び（仮称）新福祉社会館建設についての財政的な裏付けを明らかにすることを求めるものである。

以上、決議する。

令和2年 月 日

小金井市議会

議員案第78号

西岡市長に、東京都へ「小金井都市計画道路3・4・11号線に関する地質調査に着手しないこと」、「都市整備局との意見交換の場の設定」を文書で伝えることを求める決議

上記の決議を次のとおり提出する。

令和2年12月21日提出

小金井市議会議員

村山ひでき
白井亨
坂井えつ子
田頭祐子
片山薰
渡辺大三
水上洋志

西岡市長に、東京都へ「小金井都市計画道路3・4・11号線に関する地質調査に着手しないこと」、「都市整備局との意見交換の場の設定」を文書で伝えることを求める決議

西岡市長は、令和2年5月27日付けの要望書で東京都知事に対し、東京都が優先整備路線に位置付けた小金井都市計画道路3・4・11号線に関して、事業化に賛同できること及び市長が了解できない状況下での事業化は進めないよう求めてきた。

しかし、東京都は、既にこの都市計画道路に関する環境現況調査（動植物調査）を開始している。市議会は、任意で行うとしても事業着手を前提とした準備行為に変りはないと判断し、東京都に調査の中止を求める意見書を送付した。他方、西岡市長は、「任意の調査であり、事業着手を前提としていない」とし、東京都に中止を求めなかつた。

見通しが甘いと言わざるを得ない。東京都は、環境現況調査（地質調査）に踏み切ったが、市長は認識を改めるべきである。

これまで東京都が行ってきたパブリックコメントや意見交換会、オープンハウス等では、市民の意見が反映されてこなかった。必要なのは、建設の是非の意見交換の場である。

多くの反対意見がある現状において、更なる調査の開始を地元自治体として決して許してはならない。

また、現在東京都から示されている都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）の中では、当該路線は骨格幹線道路を補完し地域レベルの交通を担う補助幹線道路として道路ネットワーク構築のための整備対象に位置付けられていることに対し、市として何も意見を付していないことが12月17日に開かれた全員協議会で明らかになっている。

よって、小金井市議会は、西岡市長に対し、以下の事項について早急に東京都へ文書で伝えることを求めるものである。

- 1 小金井都市計画道路3・4・11号線に関する地質調査に着手しないこと。
- 2 当該道路整備の必要性について、市民と都市整備局が意見交換できる場を設けること。

以上、決議する。

令和2年 月 日

小金井市議会

議員案第79号

小金井市議会議員定数条例の一部を改正する条例

地方自治法第112条及び小金井市議会会議規則第14条の規定により提出する。

令和2年12月21日提出

小金井市議会議員

湯沢綾子
宮下誠
渡辺大三

(提案理由)

議会運営委員会での審議を踏まえ、本案を提出するものである。

小金井市議会議員定数条例の一部を改正する条例

小金井市議会議員定数条例（昭和26年条例第14号）の一部を次のように改正する。

「24人」を「23人」に改める。

付 則

この条例は、次の一般選挙から施行する。

小金井市議会議員定数条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正条例	現行条例	備考
地方自治法(昭和22年法律第67号)第91条第1項 の規定に基づき小金井市議会議員の定数を <u>23人</u> とする。	地方自治法(昭和22年法律第67号)第91条第1項 の規定に基づき小金井市議会議員の定数を <u>24人</u> とする。	定数の削減
付 則 この条例は、次の一般選挙から施行する。		